

令和4年（2022年）7月22日

各保育所・認定こども園設置者様

姫路市こども未来局教育保育部

### 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染者が全国的に落ち着きを見せる中、令和4年1月27日から適用してきた保育所・認定こども園における登園自粛要請について、7月1日から適用をしないこととしましたが、7月中旬から本市においても急速に感染者が増加し、保育所・認定こども園についても陽性者が増加してきております。

このような状況を踏まえ、園内での感染拡大を防ぐ観点から、6月30日以前と同様に、一定の基準を満たす場合に登園自粛要請を行うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 登園自粛要請等の基準について（6月30日までと変更なし）

各園において3日以内に以下の条件のいずれかを満たす場合は、市は各園の利用者に対して、3日間の登園の自粛要請を行うものとします。

この要請に応じて、登園の自粛をした場合は、保育料の日割り計算を行うこととしております。なお、保護者の登園自粛の判断材料とするため、陽性者の確認されたクラス名等は保護者に情報提供することを原則とします。

- (1) 園内に5人の陽性者が確認された場合（園児・職員は問わない。）
- (2) 同クラスに園児3人の陽性者が確認された場合
- (3) 職員1人（家庭内感染でない場合に限る。）に加えて同クラスの園児1人（家庭内感染でない場合に限る。）の陽性が確認された場合

- ※1 有症状時はかかりつけ医等への受診相談を勧奨する。
- ※2 自粛要請期間は、期間中の園内での感染状況に応じて延長を検討する。
- ※3 保健所によりクラスターが認定された場合は、休園措置を実施する。

#### 2 適用期間

令和4年7月25日から当面の間

なお、適用解除の判断基準は、登園自粛要請を解除した7月1日の週平均61人の陽性者数を目安とします。

#### 3 遡及適用

登園自粛要請を解除した7月1日以降、各園において園児・職員に一定の感染者が発生した場合において、各園独自で保護者に対し家庭保育への協力を依頼しているケースがありますが、この依頼に応じて、家庭保育により登園を控えた園児についても、感染拡大防止に協力いただいた点を踏

まえ、公平性の観点から保育料の日割り計算の対象とします。

7月1日以降に協力依頼を行った園については、これまでと同じ様式でこども保育課まで報告を  
してください（7月25日以降まですでに要請している場合、その期間についても日割りの対象と  
します。）。

#### 4 陽性者の報告

6月30日までは陽性者については全件個別のエクセルファイルにより報告いただいておりますが、7月25日以降については、登園自粛要件に該当した場合のみ「登園自粛該当報告書」をメ  
ールにて提出してください。

#### 5 登園自粛要請の延長について

登園自粛期間の3日間に陽性が判明した園児又は職員により再度、登園自粛の要件を満たした場  
合は現在の登園自粛期間終了時点から再度3日間登園自粛を延長します。

イメージ図

